

2023年6月22日

## 有識者会議によるセキュリティ・クリアランス制度等に関する 「中間論点整理」の公表

弁護士 松本 拓 / 弁護士 中崎 尚 / 弁護士 石川 雅人

### Contents

- I. はじめに
- II. 中間論点整理の概要
  - 1. セキュリティ・クリアランス制度に関する必要性
  - 2. 新たな制度の方向性
  - 3. 具体的な制度の方向性
  - 4. その他
- III. おわりに

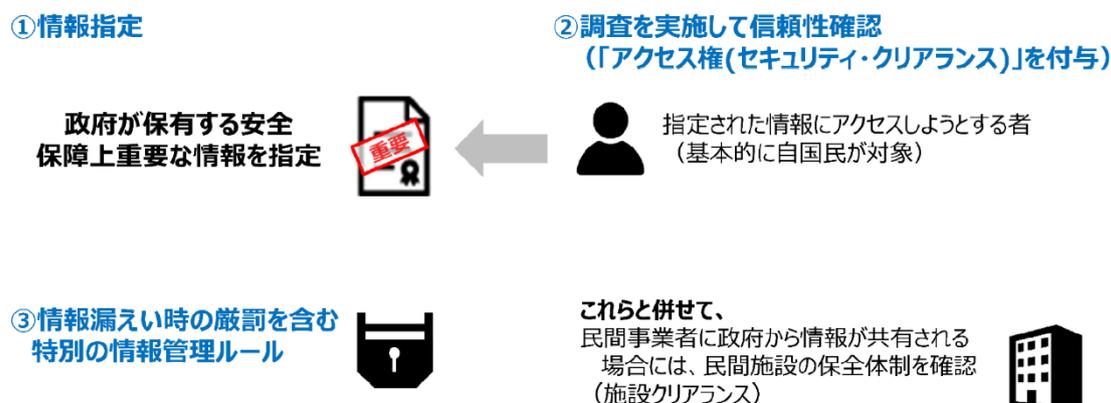
### I. はじめに

2023年6月6日、内閣官房より、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)による中間論点整理(以下「中間論点整理」という。)が公表された<sup>1</sup>。

セキュリティ・クリアランス制度とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報(以下「CI」(Classified Information)という。)にアクセスする必要がある者(政府職員及び必要に応じ民間事業者等の従業者)に対して政府による調査を実施し、当該者の信頼性を確認した上でアクセスを認める制度である。民間事業者等に政府から当該情報が共有される場合には、事業者(施設等)の保全体制の確認(施設クリアランス)も併せて実施される。その際、特別の情報管理ルールを定め、当該情報を漏えいした場合には厳罰を科すことが通例であるとされている。

<sup>1</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyo\\_sc/pdf/chuukan\\_ronten.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/pdf/chuukan_ronten.pdf)

【図 1:「セキュリティ・クリアランス」の概要】



【出典】中間論点整理 12 頁

2022 年 5 月に成立した経済安全保障推進法（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号））の附帯決議や同年 12 月に閣議決定された国家安全保障戦略を踏まえ、2023 年 2 月に開催された第 4 回経済安全保障推進会議において、岸田内閣総理大臣から、有識者会議を立ち上げ、今後 1 年程度を目途に可能な限り速やかに検討作業を進めるよう指示があった。有識者会議は、同指示を受け、同年 2 月下旬に設置された。中間論点整理は、過去 6 回にわたる有識者会議の委員の検討の結果を中間的に整理したものである。

## II. 中間論点整理の概要

中間論点整理の内容は以下のとおりである。

### 1. セキュリティ・クリアランス制度に関する必要性

#### (1) セキュリティ・クリアランス制度に関する国としての必要性

主要国と異なり、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）では政府が特定秘密として指定できる情報の範囲が、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の 4 分野に関する一定の要件を満たす事項に限られており<sup>2</sup>、経済安全保障に関する情報が必ずしも保全の対象となっていない。また、特定秘密保護法等に基づく情報保全制度の下で指定された情報にアクセスできる民間事業者等は防衛産業に集中している。このため、経済安全保障上重要な情報に関して、特に、経済関係省庁や防衛産業を超えた民間における情報保全の一層の強化が必要となっている。

#### (2) 企業からのニーズ

企業からは、同盟国等の政府調達等において、相手から十分な情報が得られない、情報開示に時間が掛かる、政府主催か否かを問わず特定の会議に参加できないといった困難があり、国際的に通用する制度や国

2 特定秘密保護法 3 条 1 項・別表

際的な枠組みがあれば状況は変わったのではないかとの声が相次いだ。

こうした企業の声は、経済・技術の分野にも対応した制度の下でセキュリティ・クリアランスを保有していれば、その結果として、その他の場面でも、いわば「信頼できる証」として対外的に通用することになるのではないかということを示唆している。

制度整備に当たっては、信頼性の確認を含む情報保全全般が米国をはじめとする主要国との間でも認められるものである必要がある。

## 2. 新たな制度の方向性

### (1) CIを念頭に置いた制度

経済安全保障分野を中心にセキュリティ・クリアランス制度の在り方を検討していく上でも、あくまで、情報保全の主たる対象はCIであることを前提に検討していくことが必要である。

### (2) 主要国との間で通用する実効性のある制度、必要となる国際的な枠組み

新制度が「相手国から信頼されるに足る実効性のある制度」を目指すということが重要である。

そのためには、同盟国である米国の制度や他の主要な同志国の制度も踏まえ、検討を進めていくことが必要である。

また、制度整備を踏まえ、同盟国・同志国との間で新たに必要となる国際的な枠組みについても検討を進めていくべきである。

### (3) 政府横断的・分野横断的な制度の検討

今回の検討が特定秘密保護法等に基づく情報保全制度等既存の諸制度と切り離されたものとなると、政府・民間事業者等双方にとっての運用・管理コストが増すことから、経済等の新たな分野を含めた政府横断的・分野横断的な視点を持ち、既存の諸制度等との整合性にも留意しつつ、制度を検討することが必要である。

## 3. 具体的な制度の方向性

### (1) 情報指定の範囲

経済安全保障上重要な情報の指定は、わが国として真に守るべき政府が保有する情報に限定し、そこに厳重な鍵を掛けるということが基本的な考え方である。

特定秘密保護法の4分野と同様又はそれに準ずるものとして、たとえば、経済制裁に関する分析関連情報や経済安全保障上の規制制度の審査関連の情報、サイバー分野における脅威情報や防御策に係る情報、宇宙・サイバー分野等での政府レベルの国際共同開発にもつながり得る重要技術情報なども念頭に、厳格に管理すべき経済安全保障上の情報の範囲について検討を深めるべきである。

また、国際的には情報の機微度に応じて複層的に管理がなされている点に留意し、現在の特定秘密における単層構造から複層構造化<sup>3</sup>についても検討すべきである。

---

3 米国等では、CIは、漏えいした場合の被害の深刻さ等に応じて、トップ・シークレット(Top Secret)、シークレット(Secret)、コンフィデンシャル(Confidential)等の複数の階層に分けて管理されているのが一般的であるとされる。中間報告 14 頁参照。

## (2) 信頼性の確認(評価)とそのための調査

特定秘密保護法の下での個人の信頼性の確認(評価)とそのための調査に関し、企業からは、政府と複数の契約をしている場合に、それぞれを所管する行政機関等から調査を別々に受けなければならないとの声もあること等を踏まえ、政府内及び民間事業者等の従業者に対する評価と調査においては、情報保全の効果を棄損しない範囲で効率性を追求する必要がある。

また、調査については、機能を一元化する可能性を含め、調査結果につき一定のポータビリティ性が確保されるよう、政府全体で統一的な対応をとることが望ましい。

## (3) 産業保全(民間事業者等に対する情報保全)

既存の情報保全制度の下では、民間事業者等の従業者に対する信頼性の確認のための調査や事業者の保全体制(施設等)の確認が規定されているが、防衛産業にとどまらず、政府からCIの共有を受ける意思を示した民間事業者等及びその従業者であって、CIへのアクセスを真に必要なものについて、同様の厳格な対応を適用していくことが必要になると考えられる。

## (4) プライバシー等との関係

重要情報を取り扱う業務に従事する従業者については、信頼性の確認とそのための調査が必要となる。

当該調査は、本人の意思に反して行われるものではなく、CIへのアクセスを必要とする者の任意の了解の下で行われるものであり、そのための調査を実施するに当たっては、丁寧な手順を踏んだ本人の同意を得ることが大前提である。

検討に当たっては、信頼性の確認を受ける対象者が広がり得ることなどを念頭に置きつつ、プライバシーや労働法令との関係を十分踏まえ、適切な形で整理を行う必要がある。

## (5) 情報保全を適切に実施するための官民の体制整備

新制度を実効的なものとするには、官民双方において、主要国の実態や動向も踏まえながら、適切な体制や設備を整備する必要がある。

特に、民間事業者等において、専用の区画や施設を設けることは一定の負担が掛かるところ、保全の取組に対する支援の在り方についても検討が必要である。

# 4. その他

## (1) CI以外の重要な情報の扱い

政府や民間事業者等が保有するCI以外の重要な情報についても、信頼性の確認のための調査も含め、一定の情報保全措置を講ずる必要性について検討を進める必要がある。

その際、民間事業者等が保有している情報については、国が一方的に規制を課すことは、民間活力を阻害する懸念もあることに留意が必要である。

また、営業秘密制度(不正競争防止法(平成5年法律第47号))、特許出願非公開制度や輸出管理制度等既存の関連制度との関係も踏まえた検討が必要である。

## (2) 信頼性の確認に係る理解の促進

諸外国では、信頼性の確認を受けることで活躍の幅が広がると認識されているところ、処遇面も含め、この

ような信頼性の確認に係る理解の醸成に努めることが重要である。

### III. おわりに

本稿ではセキュリティ・クリアランス制度及び中間論点整理について概説した。2023年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」においては、「主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた法制度等の検討を更に深め、速やかに結論を得る」とされており<sup>4</sup>、政府は2024年中の法整備を視野に入れて検討を進めているものと考えられる。

有識者会議においては、今後、中間論点整理が示した方向性を踏まえてより詳細な制度設計について検討が進められるものと考えられるところ、新制度がプライバシー等や既存の諸制度等との関係も踏まえつつ、企業が必要としている、米国をはじめとする主要国との間で通用する実効性のある制度となるかといった点について引き続き注視していく必要がある。

以上

---

4 [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf)

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 松本 拓 ([taku.matsumoto@amt-law.com](mailto:taku.matsumoto@amt-law.com))  
弁護士 中崎 尚 ([takashi.nakazaki@amt-law.com](mailto:takashi.nakazaki@amt-law.com))  
弁護士 石川 雅人 ([masato.ishikawa@amt-law.com](mailto:masato.ishikawa@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)